

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 13日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

1日平均20車 多い時は30車と搬入車両を見込んで  
おりますが搬入時間で計算すると1台あたり  
10分～20分程度の時間しか有りません。こんな時間  
で検査など出来るのはありません。

建設には絶対反対です。

理由 (必須)

許可品目外の廃棄物や契約廃棄物以外あるいは不適と判断した  
廃棄物が混載、混入、付着していった場合は返品、返車します。  
(埋立せん) との言葉を絶対信用することができないので。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

持ち込まれた廃棄物について混載、混入、外着していた場合は返品、返車となっていました。判断基準を示し、従業員よりマニアルの提示を。

本当に返品、返車をすることは思えないのですが、建設には絶対反対です。

理由 (必須)

汚染された廃棄物や、有害物質の外着した廃棄物による水質汚染が心配されるので。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (責任)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回を止めます。  
 問題が発生した場合  
 説明会では、ディベートセミナーをや  
 伊賀環境サービスがやるから  
 終わらぬまでは責任があるといふべきです。

理由 (必須)

他是の産業者も内に是れがひどい時、誠意をもって  
 対応するという念をもつて、実際適切に対処しているのです。  
 責任がとれないと、この事業計画は撤回すべきです。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ロ ) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( 不動産 )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回をおねがいす。  
不動産の価値が下がるでしょう。

理由 (必須)

汚染されないかもしれません。  
山は壊れなくなってしまう。  
空家になってしまった家も壊れてしまう屋敷になります。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  ロ ) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( 移住者 )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の概要を始めます。  
この地区では他県から移住されて来られる  
少家庭が増えつつあり、ようこんでいます。

理由 (必須)  
なぜ、この不健康な居住地に移住を決められたのでしょうか。  
それが空気、川の音、虫の声といわれて  
生活を望まないからです。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(太気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( ))

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

許可申請団体があれます。  
廃棄物処理の際に生る  
ほい煙で煙臭が汚染されます。  
健康被害が生じるでしょう。

理由 (必須)

予想の通りせんたくで苦しみます。  
今はこれが空気が悪化で苦しめています。  
また苦しまなければなりません。

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (危険物)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

計画の概要をおめでたす。

危険物が目視で見えられず  
混じていらう。

理由（必須）

火事の発生するのではないか。  
夜等無人の時に発生しきろという处理あるのか?

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・〇・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <del>水質</del> ・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回をおめざす。  
 農作物が汚染されます。(汚染水の流出)  
 水質検査にていくれど大丈夫という事ですか?  
 置換が出来た場合、適切に修正にもうえますか?  
 有害物質の分別は不可能と認定  
 されていますか?

理由 (必須)

風評被害が生じています。  
 保管庫も壊れてしまう恐れでは。

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (交通)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の概要を述べます。  
 ① 交通量が多くなり、交通事故  
 多発の危険性があります。  
 ② 進入道路が細い道は農業用にも使用します。  
 地元車優先となりますが、各搬入車両に  
 徹底出来ます。

理由 (必須)

国道はカーブが多く刹车性能の悪い車や反対車線を  
 越えて走っています。特に轟川橋の直後では車の横転事故  
 も発生することあります。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

許可の撤回を止めます。  
 地盤の安定性で審査判定としてあります。  
 最近の雨量、地震は今までと違った想定外  
 の事が多いです。

理由 (必須)

積み上げられた廃棄物がくずれて  
 大災害を引き起こされる可能性が予想されます。  
 現地に行きましたが、なかなか足が取られて抜け出せない様子  
 です。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤 (生物) 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

計画の撤回をはじめ  
山の現地で猪の足あとを見かけた。  
今後居付近では見つけられても可い。  
（手書き）

理由（必須）

施設建設後、行き場のない状況  
いろんな動物が民家まで来る事から想定  
作物や人に被害が出るのは何時どうか

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( <input checked="" type="checkbox"/> )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回を求めます。

有機物質立会ふ廃棄物の徹底管理です  
と対策の中ありますべ  
じかのように徹底するのですか?  
3人程度の目視でとの事ですか  
心配です。

理由 (必須)

目視以外で確実に徹底  
する方法は無いであります。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

反対です。

処理場ができて、1年、2年の間は良いが、  
年数がたつと、悪臭・水質もそれに変化  
があらわれると思う。

理由 (必須)

廃棄物から、汚染がごろまで、タイアップ  
がある、永久にメンテナンスをすべき。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観 <u>その他 ( 自然 )</u>

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

自然環境が破壊される。

反対です。

理由（必須）

良い環境の中で、くらしていくのが、これから、  
この場所で住んでいいけないとと思うと、か  
わいそうな気持ちでいいことはないのです。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月8日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他(交通)

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

反対です 計画の撤回を求めます。

道路が悪く(?)、事故に合うことになり  
ないかとも思う。

理由(必須)

搬入路は細く、自転車や、歩行の高齢者  
が、事故に合わない

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□) 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年5月24日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) (水質) 騒音・振動・悪臭・(土壤) 地盤・(生物) 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

自然がく水汽、空氣、水が、あらへて、それが、とのことで、  
移住して venir。この氣持、これが、いざ下さる、  
絶対反対です。

### 理由（必須）

サルショウウオは、10mの通路道、川のすぐ横の島、我が家  
の庭園で見かけました。中には、60cm位の形のハナダ  
ある大きな魚です。生物です。ヨコシメと、いいます。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) 水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 (景観) その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

絶対反対だ。

自然の中に、人間が出した汚物  
を持ち込むな。

理由（必須）

産業廃棄物は、人間の経済圏で  
処理されるべき。

自然を汚すのは、~~まことに~~、許せない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) 水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 (景観) その他( )

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

絶対反対だ

移住してきた理由が、豊かな  
自然が有るということなのに、そ  
れがこれされるのは許せない。

理由(必須)

産業廃棄物処理場が、すでに存在  
しているら、この地には、移住してはかつた  
だろ。

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・○・不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

搬入のトラックが、走行中に発生する  
振動や騒音も懸念される。

理由（必須）

人々、静かな土地である。同じ音量や振動  
でも、都会で感じるのは異なり、人間の神経を  
遠ざげます。又、開けた土地なので、遠くまで響く。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月8日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他(風評)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

農作物に風評被害が生ず恐れ有り

理由（必須）周囲の水田は、服部川から水を引いています。用水路には、沢か二ヶ所多くあります。時に水がもどる。その田で作る伊賀米は、高い評価を受けているが、その評価が下がる。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( 風評 )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

伊賀の特産品に風評被害がござ恐れあり。

理由（必須）

近隣のみならず、服部川の周囲で製造されている。  
お酒やお醤油、伊賀牛など、影響を受ける可能  
性有り。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□）□ 不明 □

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( 風評 )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

地価の下落の恐れあり。

理由（必須） 服部川の上流に、産業廃棄物処理施設  
が有るというだけで、流域の地価が下が  
る可能性があります。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他(風評)

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

断固反対です。

エイラン・ヒターン等移住する者の減少により  
空屋の増加が懸念される。

理由(必須) 私自身が、他県からの移住者ですが、交通の  
便も、買物するのも不便なこの地を選んだのは、  
不便と引替えに、豊かな自然を得られるからだ。その  
まま飲めるぐらいたまいな川を守るべきでない。

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

希少植物種を移植して、新しい土地  
が定着できるのか不確定があり、

希少植物保護の観点からも反対

理由（必須） 植物種を移植した場合、定着し、その地を、  
生息地とできるのが確認するのに、数年  
かかる。それまで工期を待てるのか。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・(生物) 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

希少な水生昆虫類を、他所に移すと  
いうが、本当に、その場所で生息できるの  
か不確定であり、希少水生昆虫保護  
の観点からも反対

理由（必須）

移動させた水生昆虫類が、あらわい環境  
に適応できかかる四季を通じて観察する  
必要有り。又、すべて捕獲するのは困難。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・(口)不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月11日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・(生物) 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

貴社は、将来、処分場を拡張する可能性を否定してから。

その場合、現地に生息する動植物は、  
ひんびん住処をうばわれることになります。

理由（必須）

今回の事業で希少動植物を保護できたらしくても、拡張されれば、次に守るには、より困難に陥る。又、行き場が無くなったら動物による獣害が心配

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (有害物質の分別)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

断固反対します。

有害物質の分別に不安があります。

理由 (必須) 他県での住民訴訟において、有害物質の  
目視での分別は不可能であるとの判例  
がある。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ・ハ・(口)不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観 <u>その他</u> (アスベスト含有物について。)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

アスベストの含有物については、たとえレベル3でもどうとも、破損すれば、飛散する可能性有り。搬入車にも、特に搬入車に、飛散防止すべきである。

理由（必須）

万が一にも、搬入トラックが、事故にあった場合でも、絶対に飛散しない対策がどうのかも疑問

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

水質が悪化する。  
 人間の生活に影響(いか程度で  
 あっても、せっかくの清水が、悪化  
 するのは許せない。

理由（必須）

たとえ基準値以下におさまっていても、  
 今より悪化するのはまちがいなし。  
 100年、200年単位の影響がでる。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口）不明

## 事業計画意見書

令和6年6月3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

断固反対です。

水質検査の方法に納得がいかない。

理由(必須) 検査の監査は行われますのか。

検査用にする水は、どこから汲むのか、どのようす  
状態で汲むのか、がほしい。周囲の小川の

検査については、どうなさのか。何年後まで検査するか。

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

水処理施設の可動に疑問有り。

理由（必須）	水処理施設の可動は、何年後までか? 埋め立て時は、水質が基準内であったとしても、 10年、20年に経過してから影響かがる。 又、メンテナンスはどうにするのか？
--------	--

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> 地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

プラスチック類やゴムくずの埋立は、絶対反対。  
何十年後かに影響がある。

理由（必須）

プラスチック類やゴムくずは、分解されず、劣化し、  
微細化し、環境ホルモンの溶出がある。  
何十年後かにその影響がある。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> 地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固 反対 です。

埋め立てに使う土を、どのようにして  
確保するのか 不安。

理由（必須） 埋め立てに使う土を、他所から持つれば、ウイルス  
や菌類など、現地には存在しなかった種類を持  
ち込む可能性有り。生態系に影響を及ぼす。  
又、そもそも、汚染された土が運び込まれる可能性は  
ありますか？

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

土壤汚染が懸念される。

少しづつ、何年もかけて、広がるのが汚染  
である。

理由（必須）

地下水を通じて、広範囲の土壤が汚染され  
る可能性有り、  
たとえば、50年後に、土壤の汚染が基準値を  
超えて、補償してくれるのか？

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

池もある土地を埋め立て、地下水の  
流れが変われば、集団に悪影響  
をおぼす。

理由（必須）

集団の水はけの良い土地に水が溜まり、  
地盤が弱くなる可能性有り。  
集団の商業に悪影響が出て場合、補償できるのか？

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

大雨の時、土石流を引き起こさないか  
心配

理由（必須）

現地には、池や小川が有り、  
道を造り、埋立てをおこすと危えは、  
川が氾濫した時、土石流の引きがねにアリかね  
ない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (交通)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

計画書で示められた搬入路は、道幅が  
せまく、農作業で、作業車が駐車してしま  
うとも多い、トラックが通るのは危険

理由（必須）

地元優先ということだが、たとえば、耕耘  
機が通っていたら、トラックは、作業ができないで、  
待つことになることか？

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他(交通)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固反対です。

万が一、国道で事故が発生し、  
搬入予定のトラックの積荷が  
散乱したら、どうするのか。

理由（必須）

廃棄物が散乱しておこりうる  
汚染が懸念される。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

→ 展開場で本当に検査が出来るのか

事業計画反対です

① 事業計画書の5ページ(9)の②に展開検査場について

理由 (必須) 。 1 日平均 20 台とし、1 日の実質労働時間から 1 時間に 1 台ずつ時間 15 分位で全ての項目を確認する事が可能なのが  
・持ち込まれた廃棄物について混入、付着、混載して場合は  
返品、返車となるが、判断基準を示して從業員向けマニュアルの  
掲示

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

交通量は倍となる

事業に反対です。計画の撤回を求めます

理由（必須）ノリタケ～ノリタケで30台と書いてあるが、1日200台の量  
を運びてみると、10台車で10台分となり交通量倍となる  
国道添の民家の騒音も倍になり生活にも影響する。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□）不明

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

人間の生活に影響ない程度であっても地下水に浸み込み  
今までの清水が悪化するのは許せない。  
断固反対です。

理由（必須）

私達や子孫達が安心して暮らすための  
水を汚したくない

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・（口）・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

・数値化出来る物しか見えない且せみの資料は使用出来ない。  
・悪臭対策や悪臭が出了場合の対応等が一切記入されてない  
又、景観等が出了場合の対応等の説明もなされてゐる。

~~上記理由により「事業に反対です。」~~

理由 (必須)

上記理由により「事業に反対です。」

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

・大型トラック(ダンプ)走行による振動が発生する事は  
容易に想像が付くが、対策が無記入。  
道路の補修や保障区どうなのかも無記入。  
地元への保障等も無記入  
車両を行う前からこれまでに信頼出下さい。  
必ず対策、保障、車両を生ずる事のないよう記入下さい。

理由（必須）

全くの無計画でないと立てては不得な、  
上記理由より「事業に反対です。」

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明 ）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。 計画の撤回を求めます。

大型トラックが頻繁に通行する事で、道路の痛みも激しくなり  
横断・通行に支障が出来るのは必須と思われます。

環境に影響のない産業廃棄物のみ、との事ですが土中に  
埋められ处分場の閉鎖後に何らかの汚染が発生した場合  
どのように対応して頂けるかもわからず、納得しきれません。

理由 (必須)

自然が豊かな大山田に不必要的設備だと考えます。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 9 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <input checked="" type="checkbox"/> 土壌・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

埋立工法 (セル方式) の方法が不明である部分があるのに  
反対します。

理由 (必須)

1日分のゴミを覆土により埋立てると計画にあるか、使用する土砂はどこの  
土か明記されていない。汚染された土砂を運び込まねば困るため、  
施工方法を明確にして欲しい。

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 ( イ · ハ ·  ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

処理施設より排出された排水の水質に不安があるため  
事業の計画に反対します。

理由 (必須)

- ①地域住民への配慮として水処理施設を設置とあるが、計画には  
半3者(住民代表等)のチェック体制が記入されていない。
- ②水処理施設の使用済活性炭と汚泥の処分はどうするのか?  
以上の理由により水処理施設の管理方法に不信がある。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 ) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( 交通計画について )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

交通計画について不明な点があるため事業計画に反対します。

理由 (必須)

産業廃棄物の搬入経路として計画されている道路は幅員もせまく、  
センターラインの離合も困難であるような道である。毎日大型のセンターライン通行車と歩道面  
が損傷する事か予想されるか、計画には記載が無いため不信がある。

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 ( 事業計画者あてに必着 )

会社記入欄 : 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年 6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭 <input checked="" type="checkbox"/> 土壌・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

・私の土地は、処分場予定施設に隣接しているが、その土地に影響が出る可能性がある。影響が出た場合は、どの様に対処してくれるのか！！

理由（必須）

・自分の土地が取られそうなことから、反対です。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年 6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

・車両の通行について伺います。

私の家は、国道に面していて、普段でも大型車両が通行したら、振動・騒音で「ビックリ」する日々なのに、これ以上車両が増えたら困ります。

また、家の反対側の作業場へ行くのに、国道を横断するにも危険です。

通行台数の変更等の検討は！

騒音に対する、対策は！

理由（必須）

・私は、産業廃棄物最終処分場の営業に、反対のため。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。

自然環境 及び 住民の生活環境に  
悪影響が発生する

理由 (必須)

自元全体のことです

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です

大気、水質、景観、悪く成り  
現在の生活が出来なくなります

理由 (必須)

上記の通りです

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

「事業に反対です。」

今より山等へ行く為の道が舗装等されてない道が!!

1日あたり平均20台 4台~10台車が通り事によて地盤はゆるぎ  
振動等により傾倒がせまくなっています。

地元車以外の通行がほとんどないといつも山林等があるなど  
運搬車が通り事により地元の人々迷惑となり事がおこる。

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

「事業に反対です」

産業廃棄物の埋立により今までびかって土地に物が埋ま  
雨、浸透水等により中の物が汚水として流れ出し  
服部川が絶対にダメになつて行くのが必死と思う。

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

(産業廃棄物の処理に反対です)

マスコミ報道をみていて完全に金に品目とされ  
外と分別することはコトナリ有害物質の  
流布拡散の危険性が何う解消されていま  
せん。

理由（必須）

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。

廃棄物埋立地の地下に漏れた汚水や  
自然災害による流れ出た処理前の汚水は  
田畠や山林、川に悪影響を及ぼす。

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (文面)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

道中のせまい所に、10t車が、何台も通ったら、  
地元の人が、買・物行くのも不安です。  
この事業に反対です。

理由 (必須)

1日の台数も、多いので、心配です。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・○・□・不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です

持ち込まれた廃棄物の有害物質の有無を  
責任を持ってできますか?

理由 (必須)

従業員の判断だけでは、確実ではありません!

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質検査基準をさっちり書かれていますが  
日に日に悪くなると思います。  
事業 反対です。

理由 (必須)

一般市民では、水質予測を出されても、わからなくてす

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( ))

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

※意見書は別紙に記載 (2枚目)  
(理由を含む形で意見を述べました。)

理由 (必須)

意見書を意見と理由を別けて書くことは  
困難です。このように書きにくい様式にせず  
「意見は理由を添えて書き下さい」として、自由に書ける様式に  
していくべきだと思います。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## <意見書>

安定型処分場は「安定 5 品目しか処分しない」という理由から、遮水工を敷設しない素堀の穴となっています。

そのため、有害物質を含む廃棄物が埋立処分された場合、有害物質が施設外に流出し、水質汚染や土壤汚染、大気汚染を引き起こし、地域に深刻な被害を及ぼす可能性が大いにあります。

実際に、全国各地の安定型処分場稼働地域において、処分場からの有害物質の流出による環境被害が多数起こっており、地域住民による訴訟が後を絶ちません。

安定型処理場に対する地域住民からの数々の訴訟において、裁判所は「目視チェックで安定 5 品目とそれ以外の廃棄物とを分類することは、ほぼ不可能である」と認定しています。

また「安定 5 品目の中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こし、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくず、あるいは金属くずなどが含まれている」と、安定 5 品目自体の有害性を指摘している裁判例も数多くあります。

特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらす可能性を多くの裁判例が認定しています。

以上から、水道水源地でもある伊賀市下阿波地域における、安定型産業廃棄物最終処理施設の設置に係る事業計画の白紙撤回を求めます。

### 参考文献:

2007 年 9 月 6 日に日本弁護士連合会が環境省に提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」

---

\*私の意見書は末尾の参考文献を含みます。縦覧の際には、必ず参考文献を含む全文を掲載して下さい。



# 安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書

2007年8月23日  
日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の安定型産業廃棄物最終処分場の設置に関する条項の改正を行い、安定型産業廃棄物最終処分場という類型を廃止し、今後新規に許可されないよう求める。

## 第2 意見の理由

### 1 安定型産業廃棄物最終処分場について

本意見書が対象としている「安定型産業廃棄物最終処分場」（以下「安定型処分場」という。）とは、性質が化学的に安定しているとされる廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、がれき類などの産業廃棄物（一般的には、「安定5品目」と言われる。但し、2006年（平成18年）10月1日からは、一定の基準を満たした石綿含有産業廃棄物も追加されている（平成18年7月27日環境省告示第105号）が、本意見書ではそれも含め、従来どおり「安定5品目」と表現する。）を処分する最終処分場である。処分場の構造は、「しゃ水工」と言われる「埋立処分場内の汚水の処分場外地中への浸出を制御するための工作物」を敷設しない素堀の穴であり、処分場からの浸出水に対する処理も法令上は不要である。したがって、有害物質を含む廃棄物が埋立処分された場合、有害物質が施設外に流出することになる。

### 2 これまでの当連合会の意見

当連合会は、1997年（平成9年）3月、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に対する緊急意見書を公表し、現行の安定型処分場は廃止すること等、処理施設の改正すべき点について意見を述べた。

その後、同法は、同年に一部が改正され、さらに2000年（平成12年）からは毎年法改正が行われてきたが、これは汚染事故等の問題が発生するたびに必要に迫られて後追い的になされたものであり、確かにこれらの改正において、一部当連合会の意見が取り入れられたものもあるが、抜本的解決とはなっていない。とりわけ安定型処分場の廃止等については、未だ法改正がなされないまま現在に至っている。

### 3 安定型処分場の問題点

- (1) 第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。
- (2) 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。この点について、環境省も、工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物について、安定型産業廃棄物とそれ以外のものとを選別し、その結果、熱しやすく減量を5パーセント以下にすることを通達している。熱しやすく減量とは、対象廃棄物を強熱したときに減少する重量で、強熱前の重量に対する百分率で表現される値であるが、これはまさしく、国自身が安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入すると自認していることを意味する。しかも、この通達を逆手に取り、「熱しやすく減量5パーセント以内ならば安定型産業廃棄物以外のものが混入しても許される」と主張する業者もあり、更に状況を混乱させていく。ましてや完全に分別するには採算のあわない多額のコストがかかることから、事業者自身がこれを遵守しない場合はなおさら危険である。

### 4 全国の事例

このようなことから、安定型処分場は、法の理念と裏腹に粗雑な運用がなされ、多くの問題を引き起こしてきた。特に有名であるのは、1999年（平成11年）10月、福岡県筑紫野市の安定型処分場で発生した硫化水素による中毒が原因と疑われる作業員3名の死亡事故である。安定型処分場で処分される安定5品目は有機物を含有しないか溶出しないものであるので、埋立処分によって硫化水素が発生することは、その性質からはあり得ないことである。

また、滋賀県栗東町の安定型処分場でも2万ppmを越える硫化水素ガスが検出された。裁判例として現れたものの中にも、宮城県柴田郡村田町の安定型処分場の事例では、2万ppmを越える硫化水素が検出されていたことが明らかとなっている（仙台地裁第4民事部平成13年7月19日決定）。

このように、大きな社会問題となった事例以外にも、各地の安定型処分場で硫化水素の発生が確認されている。これらは、悪質な安定型処分場からの硫化水素による周

辺環境汚染の実例であり、安定型処分場の周辺は、常にこのような環境汚染の脅威にさらされることになる。

また、当連合会が2005年（平成17年）11月に調査した三重県四日市市大矢知のように、許可された容量を大幅に超えて廃棄物が搬入され、山のように積み上げられるというような法を無視した操業を行う処分場もしばしば見られる。

## 5 これまでの法改正による対応

前記のとおり、国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年（平成9年）以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきてている。

- (1) 特に、1997年（平成9年）の法改正は、最終処分場の逼迫、施設の設置をめぐる地域紛争の激化、不法投棄などの主として産業廃棄物をめぐる諸問題への対応策として、廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の減量を推進するとともに、施設の設置にかかる規制の見直しや不法投棄対策の強化等の総合的な対策を講ずることが改正の趣旨とされた。具体的な改正点は別紙のとおりである。
- (2) また、上記に伴い、安定型処分場に関する関係政省令も改められた。この具体的な改正点は別紙に記載したとおりであるが、上記で指摘した安定型処分場の問題点を意識していることが窺える。
- (3) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。実際、4項で述べたような全国の問題事例は一向に減少していない。

## 6 司法の判断

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

裁判所が安定型処分場の設置・操業の差止を認容した決定及び判決は、嚆矢となったいわゆる「丸森町事件」に関する平成4年2月28日仙台地裁決定（建設差止め申立事件）以降多々あるが、それらの決定及び判決は、一貫して安定5品目以外の物質の分別が不可能であることを認定し続けており、この認定は、極めて重大である。安定型処分場は、安定5品目以外の物質のほぼ完全な分別を前提としているにもかかわらず、

裁判所はその分別はほぼ不可能であると認定しているのである。これはすなわち、安定型処分場の概念が破綻していることを裁判所が認めていると評価できる。

安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

別紙に、上記平成4年2月28日仙台地裁決定以降の安定型処分場に関する判例を掲げておく。これを見れば、司法の立場からは、安定型処分場が危険な施設であると捉えられていることが明らかである。

## 7 結論

このように、安定型処分場においては、法が予定した安定5品目とそれ以外の物質の分別ができず、処分場内に安定5品目以外の物質が混入することが避けられない実態となっている。また、安定5品目自体に、人体や動植物への有害性が指摘されている物質が含まれていることも明らかである。したがって、安定型処分場を認めたのでは環境汚染を防止することができない。

上記で指摘した現実を直視すると、国が権限を適切に行使することなく、このまま安定型処分場を放置するならば、不作為責任が生じかねない状況であり、もはや、法令によって処分場の規制を行う権限を有する国が安定型処分場という類型をこのまま認めるることは許されない状況に至っていると言わざるを得ない。

しかるに、国は安定型処分場という類型を廃止する措置を取らずに、安定型処分場を存続させている。そして、安定型処分場の新規許可件数は、2002年（平成14年）度に24件、2003年（平成15年）度に16件、2004年（平成16年）度に20件と、その後も一向に減少する傾向はない。そこで、意見の趣旨のとおり意見を述べる。

以上

## 【別紙】

### 1 1993年（平成9年）の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」主要改正点

- ① 施設の許可申請手続において、周辺地域生活環境への影響調査結果を記した書類の添付を義務付けた。
- ② 許可の要件に、施設の設置に関する計画や維持管理の計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることが追加された。
- ③ 周辺住民等の利害関係人や専門的知識を有する者等からの意見聴取を義務付けた。
- ④ 廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適用範囲をすべての廃棄物に拡大した。

### 2 上記法改正に伴う関係政省令中、安定型処分場に関する主要改正点

#### ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（6条3項）

安定型産業廃棄物の中には、有機性汚濁の原因となる物質の含有・溶出、有害物質の溶出の恐れがある物があることや、汚染の原因となる物質が付着・混入する可能性があることから、安定型産業廃棄物自体の見直しと、付着・混入に対する措置を講ずる観点から改正がなされた。すなわち、それまでの安定型産業廃棄物から、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの以外）、廃ブラウン管（側面部以外）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装が除外された。

また、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないように必要な措置を定めた。

#### ② 環境省令【一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令】（2条2項、二、ロ）

廃棄物を埋め立てる前に、搬入した廃棄物を展開して、安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物の混入がないことを確認することが義務付けられた。

#### ③ 環境省告示第34号（平成10年6月16日）

「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」と題する同告示は、混入、付着の防止措置について定めた。

#### ④ 環境庁告示・厚生省告示第1号（平成10年6月16日）

水質検査の義務を定めた。

### 3 安定型処分場に関する判例一覧

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| ① 平成4年2月28日   | 仙台地裁決定 建設工事中止仮処分申立事件        |
| ② 平成7年2月20日   | 大分地裁決定 操業差止仮処分申立事件          |
| ③ 平成7年10月31日  | 熊本地裁決定 建設差止仮処分申立事件          |
| ④ 平成8年3月29日   | 長野地裁松本支部決定 建設差止仮処分申立事件      |
| ⑤ 平成9年7月16日   | 津地裁四日市支部決定 廃棄物処理禁止仮処分申立事件   |
| ⑥ 平成10年3月26日  | 福岡地裁田川支部決定 建設差止仮処分申立事件      |
| ⑦ 平成10年9月1日   | 水戸地裁麻生支部決定 建設差止仮処分申立事件      |
| ⑧ 平成11年3月15日  | 水戸地裁決定 建設差止仮処分申立事件          |
| ⑨ 平成12年1月26日  | 長野地裁松本支部判決 建設差止請求事件（本訴）     |
| ⑩ 平成12年3月31日  | 長野地裁松本支部決定 建設差止仮処分申立事件      |
| ⑪ 平成13年3月30日  | 長野地裁伊那支部決定 建設差止仮処分申立事件      |
| ⑫ 平成13年7月19日  | 仙台地裁第4民事部決定 操業差止請求事件（本訴）    |
| ⑬ 平成14年2月18日  | 千葉地裁決定 建設・操業差止仮処分申立事件       |
| ⑭ 平成14年3月29日  | 福岡地裁飯塚支部決定                  |
| ⑮ 平成16年9月30日  | 福岡地裁飯塚支部決定 操業差止仮処分申立事件      |
| ⑯ 平成16年12月13日 | 千葉地裁木更津支部判決 建設・操業差止請求事件（本訴） |
| ⑰ 平成17年7月19日  | 水戸地裁判決 建設・操業差止請求事件（本訴）      |

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
電話番号 (任意)	[REDACTED]

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	太気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りります。）

建設に反対する

(P21) 水質 附部川の水が手作で生計とていてますが  
水質が基準内にあらずば(すくろば)有害物質が流れ込む  
水を入れ続ける事で有害物質は田の土に濃縮され  
水が吸い上げ種である米に濃縮される。この米を毎日食べる  
私達の体は健康を害する恐れは大いにある

理由（必須）

水俣病はこの濃縮が原因だ

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

反対です。

理由 (必須)

トラックの廃棄物が飛んで  
危険と思うので 反対です

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に対する意見

新規の縮小図を求める

理由 (必須)

水利権 稲の水質で米が作れるか

伊賀のコシヒカリは言わていか

資本金 500 万円で資本的に責任を負えるか?

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

建設に反対する。  
基準値内の汚染されたりには土壤を汚染し土壤に  
染み込んだ揮発性有機化合物は大気汚染を引き  
起す。と専門家は意見している

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和6年5月26日

伊賀環境サービス株式会社 御中

## 住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（ ）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

下流漁人以爲遺掉不取。何十年未先送酒水以出海，係漁人也。水利推之復舊。此乃中國之遺物反對。

**理由（必須）**

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波宇高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( 3本利 )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

建設に反対する

住民説明会3回に「伊賀環境サービス(株)」の  
責任ある解答の出来人が来て初めていい。これは事で  
合意形成手続きの説明会と言えばいいですか。

理由（必須）

解答に責任あるものでなければ

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

建設に反対する

当処理設備の活性炭の交換頻度は？

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( ))

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設に反対する。  
三ら水外理設備の耐久年数は?

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

建設に対する反対する。

三重県産業廃棄物の適正な処理方法は？

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・〇不明）

4

事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( <u>その他</u> )

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

資料1-2-4

**好気性防滴型セル・サンドイッチ方式採用の間違い**

劣化及び9頁に記載された物質から考察すれば 嫌気性完全密閉全開型方式  
必要です

6頁ガス抜き管は 酸化による劣化を早め分子のミュー化を進めます

密閉方式では クラッシャーラン+セメント+硬化剤でのバイフ鎮圧が安価で有効的です

理由(必須)

好気性防滴型セル・サンドイッチ方式では 環境保全は図れません  
環境汚染が必ず発生します

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 1 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( 従業員の労働環境 )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

資料1-2-8

害当山林の地上物件処理の不記載

埋め立て前処理として 立木の伐採搬出を行いますが 木株及び下草木

腐葉土等の表土の撤去必要です

理由 (必須)

未完のまま ガス抜きで転用される場合もあり、立ち合い要

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( <u>多入検査</u> )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

資料1-2-9

検査方法とヒューマンエラー防止、検査機器、分析機器の内容?

1. マニフェストの内容詳細明示
2. 検査明細とヒューマンエラー防止策提示
3. 遠心分離、バーツフィーダー、レーザー分析等分析機器の明示
4. 選品ロット残の処理方法

理由 (必須)

ヒューマンエラーでうやむやにすることが世の常

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 不明 )

事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (管理・処理方法)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

資料1-2-11

維持管理が甘い。水質検査異常は即停止

容易に化学的変化を起こさない物質、かつ劣化のない物質を埋め立てた場合

有害物質や有機物の付着がなければ水質の異常は発生しない

水質検査はディリーに行いエビデンスを残し 傾向性と予防に勧めること

理由 (必須)

先手管理は 一番の安全策 一級安上がり

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・(口)・不明)

8

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( 处理方法 )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

資料9頁

正常業務では出ではならない物質

生産中止物質も含んでいます。理論上出ではならない物質です

今 現場で使用できない物質がなぜ放流水に含まれるの?

説明書で整合性のつかない部分

理由 (必須)

説明所は 整合性をつけてください

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 不明 )

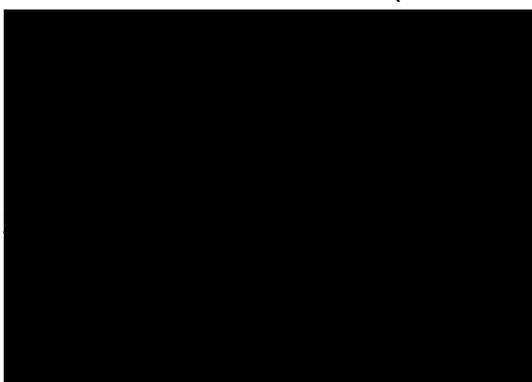
9

事業計画意見書

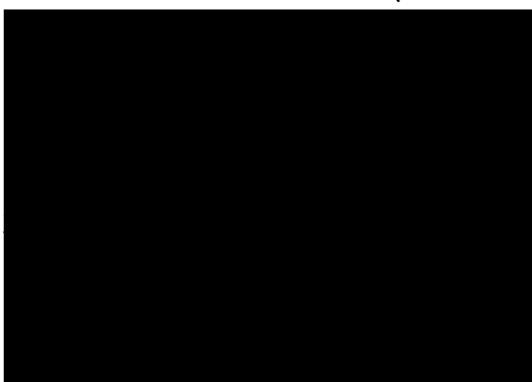
令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

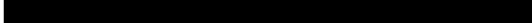
住所



氏名



電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

資料9頁

アセスメントで抜けている部分

直結する谷川 俗にヨダダンには 国有種タベラコが生息します

理由 (必須)

保護対策を示してください

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) 水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業計画に反対します

資料28頁

災害や埋め立て物の経年変化対応は？

排水には生産中止物質も含んでいます。理論上出でてはならない物質です

経年劣化の10年、20年、30年、50年先の会社の瑕疵担保責任と担保は？

行政審査への対応は？

理由（必須）

産業廃棄物は酸化による劣化を100年先まで見通す必要があります

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（ ）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業計画に反対します

資料26頁

## 下阿波は第一の水利権者 その対応策は?

阿波地区で貴社の排水を唯一まとめて受けるのは下阿波区です

水利権に触れられておらないのは?

#### 風評被害被害対応は?

### 理由（必須）

受水口 下流800メーター 貴社データーで心配あり

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月19日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (生産12)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

資料26頁

下阿波の山林管理者 枝打ちができない その対応策は?

砂埃が樹木に付着すると枝打ち管理ができず良木の生産が困難です

碎石企業からは多額の協力金を頂いております

理由 (必須)

埋め立て時の粉塵対策と補償?

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・(口)不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設には反対する。(P22 結論) から

服部川の水を毎日飲み洗濯・手洗いに使ひ、赤ちゃんのミルク、便器(二  
入り)洗浄に使用している。

命の水ではない!! 有害物質の流入入らず、豊かな水の源である服部川の  
水を命の水としている事が、「生活環境に及ぼす影響は小さい」と  
結論づけとおり住民の命と生活を軽んじてあまりにも

非人道的評価といえるのではないか。

理由 (必須)

一方的で評価が偏り過ぎている。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

産業の排水立川へ流入する事を・阿波、布引地域以外の  
水田作付者の説明、了解を得ているのか？

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

説明会資料の4ページ

セル方式で廃棄物の飛散・流出を防止、悪臭の発生を防止となるが  
悪臭する物は持ち込まないと言う事と矛盾するのではないか?

理由 (必須)

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水処理設備の最大処理量は何m<sup>3</sup>/日でしょうか。  
近年、多発していきなり豪雨や線状降水帯などの大雨に対応  
出来りのでしょうか。

理由 (必須)

水処理設備の限度を超えて、あふれかねがい配です。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

服部川の水を利用して農業を行ってますが、施設からの排水の影響で水質が悪化し農作物への被害が出れば水利権の侵害になりますのでしょうか。

理由 (必須)

水質の悪化を懸念しています。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質汚染等、悪臭が立ちのではと懸念されます。  
計画の撤回を求めます。

理由 (必須)

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物, 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回を求めます。  
水質の悪化を

理由 (必須)

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画で2033年8月で処分場閉鎖完了(埋立終了後から2年後を目途)とありますから、これ以後に何か不測の事態(水質汚染、土砂崩れ等)発生した場合、責任の所在はどちらになりますか。  
また、処置はどこで実施するのでしょうか。

理由 (必須)

地元住民が泣き寝入りするところになるのがいい配り方。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 ) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業者が廃棄物の搬入を終え解散した場合、  
親会社であるテルセックの水質管理・設備メンテ、を  
引き継ぐ事によろしか。

西尾市の例と同様にはようばい。

理由 (必須)

この事業は事例が全くない問題についてはまだ聞きません。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

南海トラフ大地震が近い将来(30年内)に走るといふので  
建設予定地 400m 下流には集落がある。  
土堤で谷口を止めたので大農地として  
不況がひびついのれ。

理由 (必須)

南海の例もあり、人命にいかゆる恐れがあり建設反対する。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気) 水質・騒音・振動・悪臭・走行・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設に反対する。

マイクロプラスチック環境影響に大玉川河岸と  
よっているが、流出は防止出来ますか?

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□・不明)

## 事業計画意見書

令和6年6月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <del>水質</del> ・騒音・振動・ <del>悪臭</del> ・ <del>土壤</del> ・地盤・生物 景観・その他( )

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設には反対する。

汚水は基準値内より流れ放題という事にどうみの?

理由(必須)

表から見ればそういう事にはよ。

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（体制、）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

建設には反対する。

届出検査場で千名以上の検査員が目視チェックすると  
あるが、検査員は社内の人員ですか？

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業計画に反対します

本事業の排水下流の水を用い稲作を行い自給自足の生活を営んでおります  
生産物が排水により汚染され有害物質が蓄積されると、  
それを日々食べる我々は生命と身体の健康を害される恐れがあります

人格権(身体的人格権)の観点から我々の生命と身体の健康を害する  
本事業計画は許可できません

理由（必須）

上記の通りです

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御申

住所

氏名

電話番号 (注記)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業計画に反対します

本事業の排水下流の水を用い農作を行っております  
水処理施設を設置するということですが、処理後だとしても排水です  
排水で育てられた農作物は、一般人の感覚に照らしても不快です  
精神的苦痛を感じます  
また、風評被害から農作物の価値が下がるでしょう

人格権(平穏生活権)と水利権の観点から精神的苦痛と風評被害がある  
本事業計画は許可できません

理由（必須）

上記の通りです

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ） ( ) 不明 ( )

## 事業計画意見書

令和6年6月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

建設に合意出来ない。

水質検査はその透明性を考えようう。

外部の人間が立会いすべきと考えられ、会社の考えは？

理由（必須）

信用に価値ない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

水質検査を1回/月の測定記録とあります。  
検査機器と精度と示して下さい。

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・〇 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 17 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設に合意出来ない

水質検査は住民の金モに配事である、よって検査結果は毎回 住民に開示すべきと答えるが。

理由 (必須)

住民への配慮すべき。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 · 不明 )

事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( <u>経営能力</u> )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

資料見出し

企業案内の明確化

企業理念 あるべき姿の設定 資本 資産 系列 設備 分析機械器具 組織  
管理体制 危機管理体制 自己資本率 事業完成後の担保責任の方法と額

理由 (必須)

廃棄物処理企業については 長期的な展望に立った信頼性が求められるため

提出期限 : 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( <del>社会公害</del> )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業計画に反対します

資料1-2-4

## 安定型産業廃棄物の経年変化の貴社の見解

大気中や水中で分子結合が安定的に保たれる物質は希少です

劣化に関する貴社の見解を埋め立て物ごとに分子結合データを

もってお示しください

理由（必須）

9頁に 約30年前に生産中止になった有害物質が記載されており  
埋め立て物自体に裂果が始まっている可能性が高いため

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○ 不明 ）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (併合能力)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

資料1-2

**生活環境保全能力**

9頁列記の有害物質のチェック体制を長期で捉えたとき 規模が小さい  
中 長期のフォロー展開を明示ください

理由 (必須)

他の付加事業が付いているように思われる

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

身毒々に反対です。

理由（必須）

日本一環境、安全に配慮された廃棄処理場  
を望みます。  
誰の見学者がみにましてもこんなにサイケレスまたは  
胸を張ることで見るのが

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○口）不明

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（ ）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

第十一反序飞可

### 理由（必須）

貢) 捨て子エミス・阿波にとつてメリ...トありますか  
旅達の手行李は地主のエミ捨て子の(太田)三  
重の通行も歎くなさから

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

阿波 400